タカーフル (イスラーム型保険) 研究のタイポロジー

河野 奈津美*

Typology of Takaful (Islamic Insurance) Studies

KONO Natsumi

This study reviews the reasons for the controversy over the acceptability of conventional insurance in the Islamic world based on two positions: the Islamic modernist view and the Islamic revival view. The Islamic modernist view, which emphasizes practice, accepts conventional insurance, whereas the Islamic revival view, which regards ideology as more important, asserts that conventional insurance is not in accordance with Islam. For this reason, the Islamic revival view began to recommend takaful, which is also known as Islamic insurance. Against this background, this study categorizes previous research conducted by Islamic economists, jurists, and finance practitioners. This will help us understand the subsequent development of takaful.

1. はじめに

タカーフルとはイスラームの教義に沿った相互扶助を商業ベースで提供する仕組みであり、従来型保険がイスラームの教義に反すると判断されて以来、ムスリムが不測の事態に備える策として世界的に広まっている。2023年の世界のタカーフル拠出額は約240億米ドルであり、前年比から6.5%増加した。タカーフル市場の成長見通しは認知度の向上と保険加入の義務化に後押しされ、引き続き明るいだろう[Islamic Financial Services Board]。

こうしたタカーフル産業の展開を分析するには、そもそもなぜイスラームにおいて従来型保険ではなくタカーフルが推奨されるのか、その言説を整理する必要がある。そこで本稿では、従来型保険に対してイスラーム経済学者、イスラーム法学者、イスラーム金融に関わる実務家たちが発してきた見解を分類することを目指す。従来型保険の可否がイスラームにおいて論争の的になるのは、イスラームの教義で禁じられるガラルとリバーが含まれる恐れがあるからだ。これら2つの要素が従来型保険に含まれるとする見解と、含まれないとする見解の双方が存在するために、従来型保険に対しても許容できるという判断と、できないという判断が生じる。こうした意見の相違は、どのような言説に基づいているのだろうか。イスラーム経済の実践と理念のどちらに重きを置くのかに着目しながら、2つの立場の主張をまとめることを課題とする。

本稿の構成は次の通りである。続く第2節で、イスラーム経済で問題となるガラルとリバーについてそれぞれに対する言説を分析する。そのうえで従来型保険がイスラーム世界に進出した時代のイスラーム法学者まで遡り、以降に続く現代イスラーム法学の見解を整理する。第3節ではタカーフル運営の2つのモデルである、ムダーラバ方式とワカーラ方式について概観する。最後に第4節で、従来型保険への容認と否認の立場をそれぞれイスラーム近代主義的見解とイスラーム復興的見解と定義し、タカーフル研究のタイポロジーを試みる。

^{*} 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

2. 保険とイスラーム

従来型保険を容認するか否かがイスラーム世界で争点となるのは、ガラルとリバーという2つの 要素が理由である。タカーフルの先行研究の多くはガラル、マイスィル、リバーというように禁忌 を 3 つ並列する [Billah et al. 2019: 67; Engku Ali and Odierno 2008: 9-22; Iqbal 2005: 21-23; Patel 2004: 5–6; Salahuddin 2006: 514; Tolefat and Asutay 2013: 16–22; Zainal 2013: 24–25]。しかしク ルアーンで直接に言及があるのはマイスィルとリバーであり、ガラルはマイスィルに言及するクル アーンの章句を典拠に禁じられる概念である [長岡 2011: 166]。そこで本稿ではガラル概念を詳し く説明し、リバーと合わせて2つの禁忌という立場を取る。

まず、イスラーム経済におけるガラルとリバーの概要をそれぞれ提示する。次に、ガラルを根拠 に従来型保険はイスラームに反すると判断した、最初期の法学者の見解を振り返る。続いて、従来 型保険に関する現代のイスラーム法学の見解を概観する。

2-1. イスラーム法におけるガラル

ガラルについてクルアーン1)で直接の言及はないが、イスラーム法学の研究史では、マイスィル を禁止する次の章句が、ガラル禁止の由来だと一般的に考えられている[長岡 2011: 166-168]。マ イスィル (maysir) は預言者ムハンマド時代にアラビア半島で流行していた、屠殺されたラクダを 賭けて行われる矢を使ったゲームである。

かれらは酒とマイスィルについて汝らに問うであろう。言ってやるがいい。「それらは大きな 罪であるが、人間のために多少の益もある。だがその罪は、益よりも大である」

(第2章第219節)

ガラルは「不確実性」と訳されることが多 いが、厳密には違いがある。なぜなら、あら ゆる経済取引には何らかの不確実性が存在し ているからだ。不確実性を理由に取引が禁止 されてしまえば、イスラーム経済は成立しな い。そのため、取引の中に不確実性があると 述べるだけでは、ガラル概念を定義したこと にはならない [長岡 2011: 165]。

イスラームの商取引の研究を概観した長岡 「2011: 182] は、「ある不確実性がガラル概 念にあてはまるかどうかは、その不確実性が 実物的側面に起因しているかどうかに依拠し ている」と述べる。取引対象の実物財とは直 接関係のない事象に基づく不確実性がガラル 概念に該当し、実物的側面から生じる不確実 性はガラル概念に抵触しにくい [長岡 2011: 図1 ガラル概念と不確実性の関係 182]



出典---[長岡 2011: 182] をもとに筆者作成

¹⁾ 本稿におけるクルアーンの章句は、日本ムスリム協会訳『日亜対訳・注解 聖クルアーン(改訂版)』を引用する。

リンゴ1個を購入するとしよう。そのリンゴが美味しいか否かは、リンゴという実物的側面から生じる不確実性であり、その不確実性までも禁止してはリンゴを買うことさえできない。ガラル概念に抵触するとすれば、そのリンゴを購入するプロセスに問題がある場合なのである。それでは実際に、ガラルが介在すると考えられる取引の例を見ていく。

ブアン [Buang 2000: 44-59] は、ハディースを根拠に禁じられている売買契約の種類を、ガラルに直接的言及があるものとないものに分けてまとめた。まず、ガラルを理由に禁止されている 2 つの取引を紹介する。1つ目のハブル・アル=ハブラ (ḥabl al-ḥabla) は、将来妊娠する動物の子孫の販売を意味する。こうした取引への言及は、ブハーリーを含むほとんど全てのハディースに登場するため、信頼に足るものと考えられる [Buang 2000: 44]。これは、妊娠した雌ラクダ (親ラクダ) の雌の子ども (子ラクダ) が、さらに雌の子ども (孫ラクダ) を産むという条件付きで、親ラクダを売るような取引である。この契約の欠陥は、全く未知の将来の出来事が、条件として付随することだ。雌ラクダの子孫の誕生は、契約主体の売り手と買い手には全く制御できない。売り手がこの条件を保証することは不可能なのだから、ハブル・アル=ハブラが禁じられるのは妥当だろう [Buang 2000: 45]。

2つ目のハサート (haṣāt) は、石や小石の販売を意味し、ハディース集成を行ったムスリムを含む多くの報告がある [Buang 2000: 45]。具体的には、契約当事者の売り手または買い手が、石を投じることで取引物を決定するような取引である。ハサートは、例えば石を上から落として当たった衣服を売る、投げた石が到達した場所までの土地を売るという方法だ。このプロセスでは、売買契約を結ぶ現在時点で、石を投げ終わるまで何を取引するのか分からないという不確実性が存在する [Buang 2000: 45]。

ハブル・アル=ハブラとハサートは、どちらも未知で不確実な条件に取引物を依存させている。 これらの契約当事者たちは、条件の結果が自分の利益になることを祈るしかない。これは賭け事や マイスィルに似たものと判断できる。

次に、直接的にガラルを明示してはいないが、法学者たちの見解から禁じられている取引契約を 挙げる。これらの契約について、その性質に従って4つのカテゴリーに分けられる。

- ①特定の不法な理由で禁止される契約
- ②ムナーバザ (munābadha) とムラーマサ (mulāmasa) の条件付き売買
- ③農業契約
- ④動物や物品に関する契約 [Buang 2000: 47]

1つ目の契約の性質を観察すると、不完全な所有、目的物の非所有、余分な規定といった3つの理由から禁止されている [Buang 2000: 47–52]。2つ目のムナーバザは、買い手に取引物の詳細を確認させずに、売り手がそれを投げて売る方法である。ムラーマサは買い手に取引物を触らせるだけで、取引を成立させる方法である [Buang 2000: 52–54]。3つ目に関して、ムハンマドがマディーナに訪れた際に、リバーとガラルの観点からいくつかの契約を禁じた [Buang 2000: 54–57]。4つ目について、ハディースの伝達の信頼性は低いが、ガラルの禁止を補完するものとして考えられている [Buang 2000: 54–59]。

フォーゲルとハイエスは、ガラル概念に関する取引の4つの特徴を、近代以前のイスラーム法学における議論を踏まえて次のように示した。

- ①単なる投機――価値が全く未知のモノの売買、意図的なギャンブル。
- ②不確実な結果――自分の手元にない商品の売買。釣れる前の魚や脱走した奴隷など。
- ③未確定な将来の利益——買い手にとって将来の利益が分からない、貴重品の譲渡。
- ④不正確さ――計測前の商品の売買。計られていない商品の山など。

[Vogel and Hayes 1998: 88–89]

さらに、ガラルに対する近代以前のイスラーム法学者の立場から、存在しない不確実な対象物の売買('adam: アダム)、または取引の重要な側面に関する無知(jahl: ジャフル)のいずれかを含む契約は禁止されることを明らかにした。契約当初からリスクがあることが分かる場合は、実際にリスクを伴う程度、リスクの引き受けが合意または保証されているかにかかわらず、契約が無効になる恐れがある[Vogel and Hayes 1998: 91]。

アブドゥッラー [Abdullah 1998: 114–118] は、近代以前のイスラーム法学におけるガラル概念の解釈を 3 つに分けた。 1 つ目は、売り手が買い手に取引対象を引き渡す能力の有無に関する不確実性を、ガラルと考える解釈である [Abdullah 1998: 115–116]。これはハナフィー学派のイブン・アービディーン 2 、マーリク学派のカラーフィーに代表される。彼らは契約の主題に関する知識の欠如は、それが習得され得るか伝達され得ることが立証できるのであれば、ガラルではないとする。ガラルが取引対象の入手可能性に関する不確実性であるのに対し、ジャフル (jahl) は入手可能性が立証されているものの、目的物の性質や使用に関する知識が欠如している状態を指し、この 2 つは分けて考える必要がある。

2つ目は、対象物の存在は確実だが、その詳細と完全性が不確かな場合に限定される [Abdullah 1998: 116–117]。詳細とは、対象物の種類や特徴、量、引き渡し日、価格などである。この立場は、ザーヒル学派のイブン・ハズムが提起した。彼は、クルアーンもスンナ (sunna: 慣行、慣習)も、契約の必要条件として目的物を引き渡す能力を規定していないことに着目した。そのため、期限内に取引対象を引き渡せるか否かという不確実性は、ガラルに該当しないと判断した。

3つ目は、契約に関連する不確実性のあらゆる側面を、ガラル概念で捉えようとする解釈だ [Abdullah 1998: 117–118]。目的物の引き渡し能力、取得能力、目的物の有無、性質や仕様に関する不確実性が含まれる。これは、ハナフィー学派のサラフスィー、マーリク学派のマーリク、シャーフィィー学派のほとんどの法学者、ハンバル学派イブン・タイミーヤのように、多くの法学者に共有される見解である。

以上3つの解釈の中でも、3つ目、特にサラフスィーが提唱した「結果が隠されている (mastūr al-āqiba)」というガラルの定義は、正確かつ包括的で好まれやすいとアブドゥッラーはまとめた「Abdullah 1998: 118〕。

ガラルはこのように、イスラームの商取引を例としながら説明されてきた。

2-2. イスラーム法におけるリバー

リバーはいわゆる利子を指し、以下のようにクルアーンで禁じられている。

あなたがた信仰する者たちよ、倍にしまたも倍にして、利子をむさぼってはならない。

(第3章第130節)

²⁾ イブン・アービディーンに関しては、次の項目で詳述する。

あなたがた信仰する者たちよ、(真の)信者ならばアッラーを畏れ、利子の残額を帳消しにしなさい。 (第2章第278節)

これらのクルアーンを根拠に利子は禁じられるべきと考えられるが、例えばキャラバン貿易に出資し、多額の利益を得ることは全く問題がない。出資した見返りの利益と資金を貸すことで得る利子の違いとして、公平性、所有権、不労所得、等価交換の4つが挙げられる[小杉・長岡 2010: 24]。キャラバン貿易に対する出資であれば、失敗した際のリスクを出資者も事業者と同様に被る点で公平である。イスラームにおいて所有権の基礎は「財を用いる」ことであり、投資はそれに準ずるが融資は当てはまらない。また、これと連動して利子をとることは自分の労働なしに資本が増えることであり、不労所得である。最後に、利子を付けた返済を求めることは、等価交換の原則に反する。リバー禁止の背後には、このような一般原理があるのだ「小杉・長岡 2010: 28]。

それではイスラーム経済で利子を絶対に禁じるべきかというと、2つの立場がある。1つ目は、「リバーとして禁止されるべき利子は、社会的な不公正をもたらす利子に限定されるべき」という「リバー限定論」である[小杉・長岡 2010: 39]。2つ目は、「利子の名のつくあらゆるものがリバーにあたる」という「利子=リバー論」である[小杉・長岡 2010: 39]。イスラーム銀行は全ての利子をリバーと定義し、利子に代わる手法を用いて金融を展開してきた「小杉・長岡 2010: 41]。

リバーはこのように公平性、所有権、不労所得、等価交換に着目しながら、限定的には容認する、もしくは全面的に禁止するという立場を生み出してきた。

2-3. イスラーム世界と従来型保険の邂逅

ガラルとリバーの概要を説明したところで、従来型保険がイスラーム世界で議論されだした契機を提示したい。ホルシード [Khorshid 2004: 12–13] によれば、現在の保険制度はその仕組みや規則も含めて近代的な発明であるため、保険登場以前のイスラーム法学者には指針や規定がなかった。保険に関する枠組みは、19世紀後半に西洋からイスラーム世界に流入した、法律や規則の一部であると考えられている。ヨーロッパ産業革命が勢いづいた時期、東西間の商業活動が盛んであったため、イスラーム諸国を訪れる西欧からの商人たちは、輸入取引を保証するために何らかの保険を必要としていた。

ここで登場するのがイブン・アービディーン (Muḥammad Amīn ibn 'Umar ibn 'Abd al-'Azīz ibn 'Ābidīn, d. 1836) である。オスマン帝国時代のシリアで活躍したダマスカス生まれの法学者で、最初はシャーフィィー学派の法学を学んだが、後にハナフィー学派に転じ、当時の同学派における最も優れた法学者の1人となった [両角 2002: 155]。彼はイスラーム世界に初めて登場した海上保険について、前例がないなか意見を述べたことでも先駆的という評価を得ている [Khorshid 2004: 12]。

イブン・アービディーンは『精選された真珠による迷える者への回答 (*Ḥāshiya radd al-muḥtār 'alā al-durr al-mukhtār sharḥ tanwīr al-abṣār fī fiqh al-imām Abū Ḥanīfa al-Nu 'mān*)』³⁾ と題された本のジハード章 (kitāb al-jihād) でサウカラと呼ばれる当時の海上保険を次のように説明した。

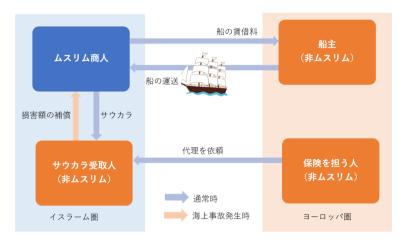
(ムスリム) 商人が非イスラーム圏に住む人 (ḥarbī) から船を借りる時には、次のような慣習がある。非イスラーム圏の人(船主) に対して賃料を支払うのと同様に、所定の額をその土地 (非

³⁾ イマーム・アブー・ハニーファ・ヌウマーンの法学派 (ハナフィー学派) に関する『見識の照射』の注解。通称「イブン・アービディーンの注釈書」。

イスラーム圏)に住む人に対して支払う。このお金をサウカラと呼ぶ。もし船の金銭が消失、沈没、略奪、その他の理由で損なわれた時に、(サウカラを受け取る)この人は集金した見返りに商人の損失を補償する。この人は、スルターンの許しによって我々の土地における身の安全を保障された、イスラーム圏の沿岸に住む非ムスリムの代理人を持つ。もしも海上で商人らの財産の一部が失われた時に、この保護された人(代理人)は商人に対してその分を全額払う。このように私は理解する。

[Ibn 'Ābidīn 1995: 350]

ここでの「その土地(非イスラーム圏)に住む人」が、保険の役割を果たしている。以上の認識から彼は、「(ムスリム)商人が被った損害額を受けとることは許可されない」と加えた [Ibn 'Ābidīn 1995: 350]。アービディーンの見解では、海上保険制度であるサウカラはイスラームに沿わないのである。



出典——[Ibn 'Ābidīn1995: 350] をもとに筆者作成

図2 サウカラの仕組み

2-4. 従来型保険を巡る現代イスラームの見解

本節の最後に、より現代に近いイスラーム法学者、イスラーム経済学者、そして従来型保険やタカーフル業界で働く実務家たちが、ガラルと従来型保険、そしてリバーと従来型保険に関して発した見解を分類する。

(1) ガラルと従来型保険

ガラルと従来型保険の関係について、争点は主に3つある。

①契約者が受け取る保険金の時期と額

ガラルと従来型保険の1つ目の争点として、契約者が受け取る保険金の時期や金額に、ガラルが含まれるという主張がある [Patel 2004: 5]。なぜなら、契約者が受け取れるリターンがどの程度なのか明確ではないからだ [Zainal 2013: 24-25]。保険金が必要な有事が保険契約から比較的早く起こればそれまでに支払う保険料は少ないし、契約から何年もたった後ならば保険料の総額は多くなる。このような保険料の不確定要素が、ガラルとみなされるのである [Engku Ali and Odierno

2008: 14–15]

これに対する反論は、従来型保険がガラルを含むからと言って、保険契約が当事者の権利と義務をかなりの範囲で正確に規定しているため、無効になるわけではないという見解である [Khorshid 2004: 62]。

②保険金が必要な事態が起こるか否か

1つ目は保険金が受け取れる場合の時期や金額に関するものだが、2つ目はそもそも保険金を受け取るような有事が起こるかどうかである。従来型保険はリスクがどの程度発生しうるかという計算の精度を高めてきたが、保険対象となる事象の発生は不確実であり、そのためガラルに抵触するという主張がある[Zainal 2013: 25]。

これに対する反論は、情報技術の進歩やデータ収集能力、投資ポートフォリオの多様化によって、保険会社や銀行が保険数理表や信用スコアを作成したり大数の法則⁴⁾を利用したりできるようになり、これらは従来型保険の不確実性の排除につながるという見解である [El-Gamal 2009: 154; 2016: 60]。保険は偶然のゲームではなく統計と経験的データに基づいているだけでなく、データが全くないようなリスクは保険の対象とならないと主張される [Nienhaus 2016: 37]。

③従来型保険は賭けか

ガラルに関する最後の争点は、従来型保険が不確実な賭け事に類似しているのではないかということである。保険対象となる事象が起こらなければ、契約者は支払った保険料を失うことが賭け事に通じるため、ガラルに抵触するという主張である [Patel 2004: 5]。

これに対しては反論が多い。例えば、賭け事は相手を打ち負かして物質的利益を得ようとするが、保険契約は将来の予期せぬ損失、損害、危険を本人だけでなく孤児、未亡人、その扶養家族のための保証を提供するのが目的であり相互協力である点が、賭け事とは対照的であるという議論 [Billah et al. 2019: 69–70] や、被保険者が守られるのだから保険は賭け事の範疇ではないという考え方 [Khorshid 2004: 64]、あるいは賭け事は単に金銭的動機によって行われ、保険は被保険者の安心と安全を目的とするという違いがある [Tolefat and Asutay 2013: 21–22, 28] といった主張が見られる。

(2) リバーと従来型保険

リバーと従来型保険の争点を整理すると、主に2つある。

①保険契約者が払う保険料と受け取る保険金の差額

従来型保険の契約者が何らかの理由で保険金を請求する場合、それまで支払ってきた保険料と受け取る保険金の額が一致することはまずあり得ない。保険を契約してすぐに保険金を受け取る事態に陥れば、それは支払った保険料より多くなるだろう。被保険者が死亡した場合、拠出額より多い保険金を受け取る権利があることがリバーとみなしうると主張される[Patel 2004: 6]。

これに対しては、契約者が支払う保険料は保険サービスを維持するために必要であり、契約者に

⁴⁾ 少ない経験では偶然のようであっても、多くの事例を集め統計をとることで分かる一定の法則。人間の生死に関しても同様で、特定の個人の死亡率は予測できなくても、全体的な年齢別死亡率は一定の割合になるため、生命保険会社は将来的な死亡の危険性を予測し収支の安定性を保つことができる[保険市場]。

支払われる保険金は支払った保険料に一定額を上乗せしたものではないため、リバーとは異なるという反論がある「Khorshid 2004: 64」。

②従来型保険の投資先にリバーが含まれること

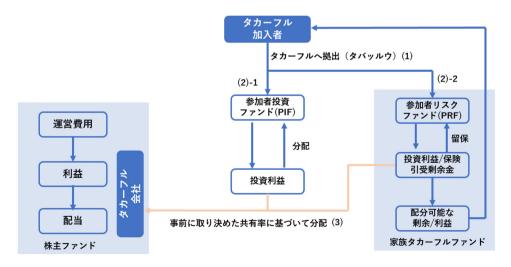
従来型保険では通常、集めた保険料をリバー収入も生む金融商品に投資する [Patel 2004: 6; Engku Ali and Odierno 2008: 21]。この投資を通じて、従来型保険にリバーが発生すると考えられる [Engku Ali and Odierno 2008: 15] ことから、保険をシャリーアに適合させるためにはリバーに基づく金融商品に投資することがあってはならないという主張がある [Zainal 2013: 25, Salahuddin 2006: 514]。さらに、シャリーアに沿った投資で留意すべきなのは、利子の有無だけではない。人間の福利に害を及ぼすと見なされる、例えばタバコやアルコールに関する投資も禁止すべきだという議論もある [Zainal 2013: 25]。これらの主張について、反論は見られなかった。

3. タカーフルの2つの運営モデル

現代のタカーフルの運営方式には、ムダーラバとワカーラと呼ばれる2つのモデルがある。タカーフルへの拠出金の流れにおいて2つのモデルには共通部分が多く、タカーフル会社に配分されるタイミングが大きく異なる点である。ここではビッラら [Billah et al. 2019: 15] に基づき、ムダーラバ方式とワカーラ方式を解説する。

3-1. ムダーラバ方式

ムダーラバ (muḍāraba) とは一言で述べると、このアラビア語が意味する通りにパートナーシップである。2人の取引当事者によって構成され、一方が資金を提供し、もう一方がその資金を使って事業を手掛けるような取引の手法である。現代イスラーム金融では、資金提供者と事業者が利益または損害をシェアすることから、損益分配方式 (Profit-and-Loss Sharing)、あるいはその頭文字をとって 「PLS」と称されることが多い [長岡 2011: 39-40]。



出典——[Billah et al. 2019: 363] をもとに筆者作成

図3 ムダーラバ方式

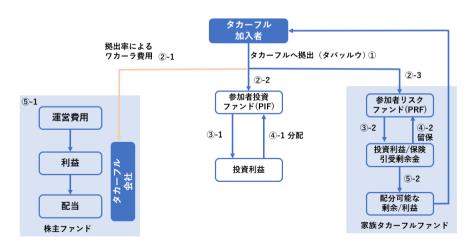
タカーフルにおけるムダーラバ方式では、タカーフル事業者はタカーフル参加者に代わって、投資とリスク査定の双方を管理する。その見返りとして、タカーフル事業者は投資利益及び/または超過申込額の一定割合を報酬として受け取る。タカーフル参加者が被った金銭的損失は、タカーフル事業者の過失またに起因するものでない場合に限り、タカーフル参加者が負担するというモデルが、ムダーラバ方式である [Billah et al. 2019: 39–40]。

図3に沿って説明すると、まずタカーフル加入者がタカーフルに拠出する(①)。この行為はタバッルウと呼ばれる。拠出金は参加者投資ファンド (Participant Investment Fund: PIF) と参加者リスクファンド (Participant Risk Fund: PRF) に分けられる (②)。PIF, PRF に分けられた資金はイスラーム的確な運用先に投資される (③)。PIF と PRF の投資で得られた利益は、それぞれのファンド (④) とタカーフル会社に対して事前に取り決めた共有率に基づいて分配される (⑤)。タカーフル会社に分配がなされた後は、運営費用と利益を差し引き、株主ファンドに配当する (⑥-1)。PRF で配分可能な利益と剰余は、タカーフル加入者に還元される (⑥-2)。

3-2. ワカーラ方式

ワカーラとは手数料やコミッションを指す。タカーフルにおけるワカーラ方式では、タカーフル事業者はタカーフル参加者に代わって「代理人」として行動し、投資とリスク査定の双方の活動を行う。タカーフル事業者は、タカーフル・ファンドが負担するリスクだけでなく、タカーフル・ファンドの管理にも責任を負う。タカーフル事業者が提供するサービスの見返りとして、ワカーラと呼ばれる一定の手数料を受け取る。このワカーラ(手数料)は通常、支払われた拠出金の一定割合である[Billah et al. 2019: 39]。

図4の通り、ムダーラバ方式と同様にワカーラ方式でも、まずタカーフル加入者が拠出する (①)。ムダーラバ方式ではPIFとPRFの2か所に分けられていた拠出金が、ワカーラ方式ではタカーフル会社を含めた3か所に分けられる(②)。イスラーム的確な運用先に投資された(③)資金の利益は、PIFとPRFにそれぞれに還元される(④)。株主ファンド内の配当までの流れ(⑤-1)とタカーフル加入者への剰余と利益の還元(⑤-2)は、ムダーラバ方式と同様である。



出典——[Billah et al. 2019: 363] をもとに筆者作成

図4 ワカーラ方式

図3と図4を見比べると、ムダーラバ方式でタカーフル運営者が得られる利益は投資利益に依拠する一方、ワカーラ方式ではタカーフル加入者が支払った拠出金の一定割合を得られることが分かる。その他のお金の流れは基本的に同じであり、タカーフル会社にお金が入るタイミングが2つのモデルの大きな違いである。

4. タカーフル研究のタイポロジー

従来型保険を容認するか否かは、イスラームの教義が是としないガラルとリバーを含んでいるか否かの解釈によって分かれる。本節では、2つの解釈がそれぞれに基づくイスラーム経済の2つの潮流を概観する。イスラーム経済の実践は、理想と現実のどちらに重きを置くのかが1つの重要な見解の分岐点である。以下ではリバーを例に2つの見解を説明し、続けて従来型保険に対してはどのような意見があるのかを分類する。最後に先行研究のタイポロジーを試みる。

4-1. イスラーム経済の2つの潮流

イスラーム経済がいかに社会に実装されるべきか、イスラーム経済学者のみならずイスラーム 法学者や実務家が様々な意見を表明している。本論文ではそれらの意見を、以下の長岡[2011; 2016]を参照し、2つの潮流に分けて検討する。

長岡 [2011; 2016] は、少額のリバーなら許容する、もしくは低い利子率であってもリバーは全く許容しないという2つの立場に注目した。前者はイスラームの経済実践を重視し、リバーとして禁止されるべき利子は、経済の効率性や社会的な公平性を損なう利子に限定すべきであるという立場である[長岡 2011: 73]。一方で後者は、預言者ムハンマド時代に立ち返り、リバー禁止を徹底し、金融取引に厳格に適用することを目指す立場である[長岡 2016: 203–204]。

以下では前者のような経済実践重視の立場を「イスラーム近代主義的見解」、後者のような理念 重視の立場を「イスラーム復興 5 的見解」とし、それらの主張をまとめる。

4-2. イスラーム近代主義的見解

保険商品は、将来本当に起こるかどうか分からない不測の事態を対象とするため、ガラル概念に抵触するのではないかという懸念に対して、近代資本主義型保険は容認できる立場をとったのが、ムスタファー・ザルカーウである [al-Zarqā'1994: 52]。彼によれば、ガラルはギャンブルのように偶然によって一方が利益を得て他方が損失を被ることで、これは預言者によって禁じられている [al-Zarqā'1994: 50]。このようなガラルの考え方を、保険会社と被保険者の契約に当てはめて検討する。保険会社は保険リスクが発生した場合のみ保険金を支払うので、偶発的な要素がある [al-Zarqā'1994: 51]。被保険者は保険リスクが発生しなければ危険に晒されることはなく、保険リスクが発生しても保険で賄えるため、安全が確保できる [al-Zarqā'1994: 52]。つまり被保険者は保険料と引き換えに安心を得ているのであり、これは正当なトレードオフであるとザルカーウは主張する [al-Zarqā'1994: 52]。

ザルカーウを参照したイスラーム法学者のアリー・ホルシードは、ムスリムが保険を契約することで安心感を享受できることから、従来型保険は容認できるとする [Khorshid 2004: 155, 165]。シャリーアに銀行や保険を禁止する事項はない。グローバル化によってイスラーム圏以外の地域と

⁵⁾ ムスリム社会の現状がイスラーム的とはいえないことをムスリムが自覚し、イスラームの実践を社会的文脈の中で集団的に推進しようとする現象[小杉 1994: 145-146]。

の接触も避けられない現代で銀行や保険の必要性は無視できず、ムスリムは信仰を基盤としつつも、実用的なモデルを構築すべきであると述べる [Khorshid 2004: 96]。

イスラーム経済学者のムハンマド・ネジャトゥッラー・スィッディーキーは、保険はイスラームで禁じられるギャンブルとは何の関係もなく、利子を含まなくても成り立つ⁶という [Siddiqi 1985: 12]。ギャンブルはリスクを故意に求める行為だが、保険に加入するか否かでリスクを被るか否かが決まるわけではない [Siddiqi 1985: 27–28]。また、一般的な有利子ローンは支払期間や総預託額に左右されるが、被保険者が受け取る保険金額は事故によって発生した経済的損失の程度で決まることが理由である [Siddiqi 1985: 38]。

4-3. イスラーム復興的見解

次に、イスラームの理念を重視するイスラーム復興的見解を見ていく。タカーフルが始まってすぐの 1980年に出版された書籍の中で、近代イスラーム経済学者のアブドゥルサミーウ・ミスリーは保険の必要性を強く認識していた [al-Miṣrī 1980: 46]。そのうえで、イスラーム社会に必要な全ての保険に対してタカーフルの原則を既に実行したのだから、それ以外の保険は容認できないと述べ、タカーフルを支持する立場を示した [al-Miṣrī 1980: 62]。

イスラーム法学者で現代イスラーム世界を代表する中道派の法学者であったユースフ・カラダーウィーは、従来型保険は損益を分配するパートナーシップ関係ではないため、容認できないとする [al-Qaradawi 2011: 273–274]。被保険者は所定の保険料を支払っても有事がなければ保険会社のみ保険料を得るが、被保険者が保険料の支払いを怠ると既に支払った金額の全て、または大部分を失う。ある状況において一方の当事者が全てを取得し、他方には何の利益も保証されない取引であるため、無効である [al-Qaradawi 2011: 276]。従来型保険はイスラームの観点から好ましくないが、保険の概念自体に反対するのではなく、イスラームの取引形態に抵触しない方法で運営できれば、それを歓迎する [al-Qaradawi 2011: 276]。

イスラーム経済学者兼実務家で、タカーフルに関する著作が多いモフド・マスム・ビッラは、従来型保険はその「目的及び業務が、シャリーアに承認されていないいかなる要素も含まない」場合に実行が可能であるため、ガラルとリバーを克服するためにタカーフルの活用を推奨する [Billah et al. 2019: 53]。タカーフル加入者が契約時に明確に定義されたリスクに拠出金を払うことで、ガラルを排除できる [Billah et al. 2019: 43]。損益分配方式のムダーラバを採用し、タカーフル会社と加入者の間で利益を分配することでリバーを克服できると主張する [Billah et al. 2019: 15]。

国際共同組合保険連合 (International Cooperative and Mutual Insurance Federation: ICMIF) の上級副会長兼最高財務責任者を務めた実務家のサッビール・パテルは、従来型保険はイスラームの原則に反する要素を含むため、共済⁷⁾ と相互保険⁸⁾ (Cooperative and Mutual Insurance) に近い形式のタカーフルを推奨する [Patel 2004: 5, 17]。タカーフルは地域社会が持続可能な生活水準の向上を

⁶⁾ イスラーム銀行に関する著作が多いスィッディッキーはイスラーム金融に関してイスラーム復興的見解をとっている [Siddiqi 1983]。ムラーバハの別名であるバイウ・ムアッジャル (bay' mu'ajjal) に対して「たとえ法的には許されるとしても、禁止されている事項に関連することは全て禁止すべきだ」と明確に反対する見解を述べた [Siddiqi 1983: 139]。従来型保険に対して近代イスラーム近代主義的見解をとっていることは特殊な例と言えるだるう。

⁷⁾ 暮らしの安全に備えるという役割に関しては保険と同様だが、協同組合によって実施されるため、加入者は組合 員に限られる。利用者を同じ企業内に限ることでリスクを低減したり、幅広い年齢層や地域とまとめたりすることで掛金の差を小さくするなどの工夫が行われる[日本共済組合]。

⁸⁾ 相互会社によって提供される保険サービス。相互会社とは株主が存在せず、保険契約者一人ひとりが会社の構成員になる点が株式会社とは異なる[生命保険協会]。

達成するためのセーフティネットを提供し、家族が安心感と楽観性を持って将来を展望できる基盤を提供できる [Patel 2004: 17]。また、タカーフルと共済のコンセプトの類似性を指摘した [Patel 2004: 18]。

ムハイミン・イクバールは、インドネシア損害保険協会の会長とタカーフル協会の会長を兼任する実務家である。従来型保険では被保険者から保険会社へのリスク移転が生じるが、タカーフルでは加入者同士がリスクを共有する。また再タカーフル⁹⁾ によって、タカーフル事業者はより広範なリスク管理を実践できる [Iqbal 2005: 4-5]。リスク管理の技術が発展することは、タカーフル産業の成長につながると述べる [Igbal 2005: 136]。

最後に、アリアンツ・タカーフル社 (Allianz Takaful) の最高経営責任者及び会長を務めた実務家のアブドゥラフマン・カーリル・トレファートとダラム大学でダラム・イスラーム経済・金融センター (Durham Centre for Islamic Economics and Finance) 所長を務めるメフメト・アスタイは、従来型保険はシャリーア法上禁止されていると述べる。従来型保険に代わる保険商品としてタカーフルがある以上、従来型保険の有効性に関する論争を続けるよりも、タカーフル事業の成長に注力することを推奨する「Tolefat and Asutay 2013: 28」。

4-4. 先行研究に基づく 2 つの見解の相関図

本節の内容をまとめると、イスラームにおける従来型保険への見解は次の図5のように分類する ことができる。

どの論者にも共通して言えることは、イスラームにおける相互扶助の理念とムスリムが安心して暮らせることの重要性は前提として共有していることである。また、営利性に重きを置かない場合であっても、相互保険や共済のように、ある程度は制度化された保障の体系に賛成している [Khorshid 2004; Patel 2004]。従来型保険に対して反対の意見があるからといって、従来型保険が広まる以前のように地域コミュニティや親族間での相互扶助に立ち戻るべきだという意見は見られなかった。

2つの潮流を比較すると、イスラーム近代主義的見解では従来型保険を容認するが、イスラーム 復興的見解では容認せず、タカーフルの活用を推奨する。タカーフルを推奨する見解は、さらに パートナーシップ (ムダーラバ) を重視するか否かで分けることができ、タカーフル推奨派の論者 は、その経歴にタカーフルに関連する仕事が含まれる。

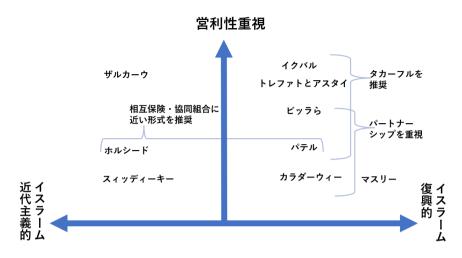
イスラーム経済学者、イスラーム法学者、実務家というように、多様な立場から従来型保険とタカーフルに対する見解が述べられている。これは、長岡 [2016: 208] が述べるように、伝統的な法学教育を受けたイスラーム法学者以外の多種多様な人々が、イスラームの理念を語れる状況はきわめて現代的な様態を表している。

5. おわりに

本稿では従来型保険とタカーフルに関する先行研究を 2 つの見解に分けて言説を整理し、タイポロジーを試みた。

最初に第1節で本稿の課題を提示した。続く第2節で、保険を含むイスラームの商取引において禁止されるガラルとリバーに対する言説を整理した。ガラルはクルアーンに直接の言及はないもの

⁹⁾ タカーフル企業のリスク管理と保険金支払能力の確保を支援する、従来型保険でいうところの再保険のような仕組みである。



出典——先行研究をもとに筆者作成

図5 従来型保険に対する先行研究の見解

のハディースには記録が残っており、商取引において禁じられてきた。リバーはクルアーンを根拠に禁じられ、限定的に容認するか全面的に禁止するかの立場が分かれてきた。ヨーロッパからイスラーム世界に従来型保険が流入した当時、それに対して初めて見解を述べたイスラーム法学者まで遡り、以降も容認と否認の立場から意見が述べられてきたことを示した。このように見解が分かれるのは、ガラルとリバーのそれぞれに対して、従来型保険に含まれるとする見解と、含まれないとする見解があるからだ。このような状況で、従来型保険の懸念要素を克服するために生み出されたのがタカーフルである。

第3節では、タカーフルの2つの運営モデル、ムダーラバ方式とワカーラ方式を説明した。最後に第4節で、従来型保険を容認するイスラーム近代主義的見解と、従来型保険に否定的なイスラーム復興的見解の2つの立場を定義した。そのうえで、イスラーム経済学者、イスラーム法学者、イスラーム金融の実務家による先行研究を分類した。

本稿をもって、従来型保険に対する見解とそれらを踏まえたタカーフルの誕生という流れを追うことができた。このようなタカーフルの背景をおさえることで、その後のタカーフルの発展、また地域によっては伸び悩みを考察することができるだろう。

参照文献

小杉泰 1994 『現代中東とイスラーム政治』 昭和堂.

小杉泰・長岡慎介 2010 『イスラーム銀行――金融と国際経済』山川出版社.

生命保険協会 2022 『生命保険会社のディスクロージャー 虎の巻 2022 年版』 https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/ (2024年6月13日閲覧).

長岡慎介 2011 『現代イスラーム金融論』 名古屋大学出版会.

— 2016 「何が/誰がイスラーム金融を作るのか— 理念と現実をめぐるダイナミズムと多様性」孝忠延夫他(編) 『現代のイスラーム法』成文堂, pp. 198–220.

- 日本共済組合 2024 「共済って、いったいどんなの?」『共済について』 https://www.jcia.or.jp/insulance/insurance/post-33.html (2024年6月13日閲覧).
- 日本ムスリム協会 1982『日亜対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会.
- 保険市場 2018「大数の法則」『保険市場用語集』 https://www.hokende.com/words (2024年6月 13日閲覧).
- 両角吉晃 2002「イブン・アービディーン」大塚和夫他(編)『岩波イスラーム辞典』p. 155, 岩波書店.
- Abdullah, Atikullah Bin Haji. 1998. "Critical Study of the Concept of Gharar and its Elements in Islamic Law of Business Contract," Ph. D Thesis, University of Birmingham.
- Billah, Mohd Ma'sum, Ezzedine Ghlamallah, and Christos Alexakis. 2019. *Encyclopedia of Islamic Insurance, Takaful and Retakaful*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Buang, Ahmad Hidayat. 2000. *Studies in the Islamic Law of Contracts: The Prohibition of Gharar*. Kuala Lumpur: International Law Book Services.
- El-Gamal, Mahmoud. 2009. Islamic Finance: Law, Economics, and Practice. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2016. "Mutuality, Reciprocity and Justice within the Context of a Unified Theory of Riba and Gharar," in Syed Nazim Ali and Shariq Nisar (eds.), *Takaful and Islamic Cooperative Finance: Challenges and Opportunities*, Cheltenham and Northampton: Edward Elgar Publishing, pp. 48–61.
- Engku Ali, Engku Rabiah Adawiah and Haasan Scott P. Odierno. 2008. Essential Guide to Takaful (Islamic Insurance). Kuala Lumpur: CERT Publications.
- Ibn ʿĀbidīn, Muḥammad Amīn ibn ʿUmar. 1995. Ḥāshiya Radd al-Muḥtār ʿalá al-Durr al-Mukhtār Sharḥ Tanwīr al-Abṣār fī Fiqh Madhhab al-Imām Abū Ḥanīfa al-Nuʿmān, vol. 4. Bayrūt: Dār al-Fikr.
- Iqbal, Muhaimin. 2005. General Takaful Practice: Technical Approach to Eliminate Gharar (Uncertainty), Maisir (Gambling), and Riba' (Usury). Jakarta: Gema Insani.
- Islamic Financial Services Board. 2024. Islamic Services Industry Stability Report 2024, https://www.ifsb.org/publication/ (2024年12月4日閲覧).
- Khorshid, Aly. 2004. *Islamic Insurance: A Modern Approach to Islamic Banking*. 1st edition. London and New York: Routledge.
- al-Miṣrī, 'Abd al-Samī'. 1980. *Al-Ta'mīn al-Islamī bayna al-Naṭarīya wa al-Taṭbīq*. al-Qāhira: Maktaba Wahba lil-Ţibā'a wa al-Nashr.
- Nienhaus, Volker. 2016. "Solidarity, Cooperation and Mutuality in *Takaful*," in Syed Nazim Ali and Shariq Nisar (eds.), *Takaful and Islamic Cooperative Finance: Challenges and Opportunities*, Cheltenham and Northampton: Edward Elgar, pp. 22–47.
- Patel, Sabbir. 2004. "Takaful and Poverty Alleviation," International Cooperative and Mutual Insurance Federation, https://www.findevgateway.org/paper/2004/01/takaful-and-poverty-alleviation (2024年5月31日閲覧).
- al-Qaradawi, Yusuf. 2011. *The Lawful and the Prohibited in Islam (al-Halal wal Haram fil Islam)*. trans. by Kamal El-Helbawy, M. Moinuddin Siddiqui, and Syed Shukry, 2nd ed., New Delhi:

- Kitab Bhavan.
- Salahuddin, Ahmed. 2006. *Islamic Banking, Finance, and Insurance: A Global Overview*. Kuala Lumpur: A. S. Noordeen.
- Siddiqi, Muhammad Nejatullah. 1983. Issues in Islamic Banking. Leicester: Islamic Foundation.
- . 1985. Insurance in an Islamic Economy. Leicester: Islamic Foundation.
- Tolefat, Abdulrahman Khalil and Mehmet Asutay. 2013. *Takaful Investment Portfolios: A Study of the Composition of Takaful Funds in the GCC and Malaysia*. Singapore: John Wiley & Sons Singapore.
- Vogel, Frank E. and Samuel L. Hayes, III. 1998. *Islamic Law and Finance: Religion, Risk and Return*. Leiden; Boston: Brill.
- Zainal, Abidin Mohd Kassim. 2013. "The Primacy Insurance Models," in Serap O. Gönülal (ed.), *Takaful and Mutual Insurance: Alternative Approaches to Managing Risks*, Wahington D.C.: World Bank, pp. 21–30.
- al-Zarqā', Mustafā A. 1994. Nizām al-Ta'mīn. Bayrūt: Mu'assasa al-Risāla.